協会けんぽの概要

協会けんぽとは

国が運営してきた健康保険事業(政府管掌健康保険)を引き継ぎ、平成20年10月に健康保険法に基づき 設立された公法人です。

主に中小企業で働く従業員やその家族約4,000万人の皆様が加入している日本最大の医療保険者です。

基本使命

協会は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自立の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

協会けんぽの業務

保険運営の企画

外部の有識者等で構成される運営委員会(支部においては評議会)により、事業計画策定。

保険給付

健康保険被保険者証等の発行業務及び健康保険法に定める法定給付(診療報酬、療養費、高額療養費、傷病手当金など)の業務。

保健事業

加入者の健康の保持増進に関する事業を実施。特定健康診査、特定保健指導、健康経営、その他の健康増進に関する施策。



協会けんぽの規模及び加入者

医療保険者の構成



協会けんぽ埼玉支部の加入状況

事業所数 105,956事業所(_{令和3年4月末現在})

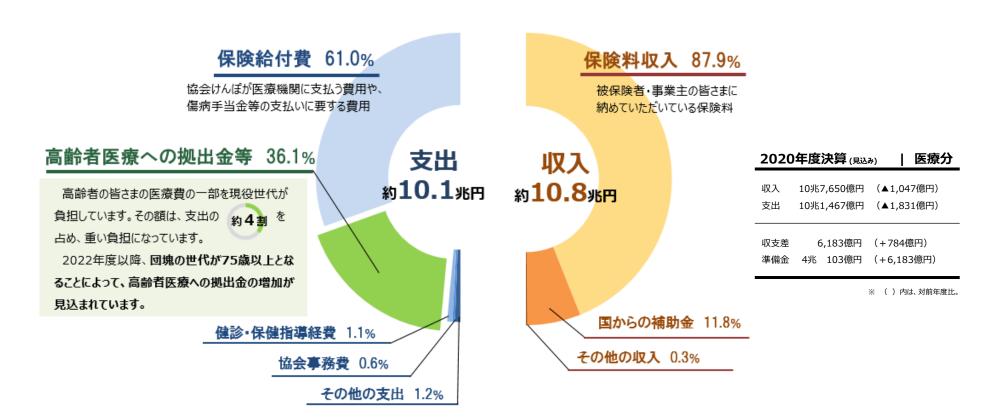
加入者数(令和3年4月末現在)

- ·被保険者885,727名
- ·被扶養者547,793名 <u>計1,433,520名</u>

県民約734万人 <u>5.1人に1人</u>が協会けんぽ埼玉支部の加入者です!

協会けんぽの財政状況

協会けんぽの令和2年度決算(医療分)



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

健康保険料:介護保険料

健康保険料率(埼玉支部)

給与·賞与の

9.80% 令和3年3月分 から (4月納付分) から

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率(9.80%)のうち6.27%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険料率(全国一律)

給与・賞与の

1.80% 令和3年3月分から (4月納付分) から

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

- ※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※ 賞与については、支給日が令和3年3月1日の賞与から標記の保険料率が適用されます。

「インセンティブ(報奨金)制度」(1)

「インセンティブ(報奨金)制度」とは?

…協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入いたしました。この制度は、 協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の健康などに対する取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を 付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。

どのように評価する?

- …①制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%※を盛り込みます。
 - ②特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部を ランキングづけし、<u>ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた</u> 報奨金によって保険料率を引き下げます。

※この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度(令和2年度保険料率):0.004%⇒令和元年度(令和3年度保険料率):0.007%⇒令和2年度(令和4年度保険料率):0.01%

【制度のイメージ】 〈下位〉 支部ごとのランキング 〈上位〉 が上位〉 が上位〉 が上位〉 が上位〉 が上位〉 が上位〉 が上位〉 インセンティブ 保険料率 5

「インセンティブ(報奨金)制度」(2)

「インセンティブ(報奨金)制度」における評価指標一覧

特定健診等の受診率

- ■協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- ■労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽに ご提供ください。

特定保健指導の実施率

■健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

特定保健指導対象者 の減少率

- ■特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- ■特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

■生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨の ご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

後発医薬品の使用割合

■薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

インセンティブ制度の導入で、保険料はどのように変わる?

- ■標準報酬月額28万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料は労使折半前の金額) ○保険料月額:28万円×10.0%=28,000円
- ■インセンティブ制度による報奨金で保険料率が-0.1%となった場合 ○28万円×9.90%=27,720円(-280円) 年間 -3,360円

皆様の取り組みで保険料率が変わります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。



協会けんぽの取組みについて

協会けんぽは、令和3年度からの3年間、6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、 皆様の健康を支えます。

①健診・保健指導の推進

・ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診 を実施します。また、生活習慣の改善が必要な方には、 保健師等が皆様の生活に寄り添った丁寧な保健指導を 実施します。

②重症化予防

・健診の結果生活習慣病の治療が必要な方には、直接 お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。 これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努 めます。

③コラボヘルス

・大切な社員とそのご家族の健康増進のため、健康経営のサポートを通じて、事業所における健康づくりのお手伝いをします。

【埼玉支部の取組状況】

- ・600社以上が実践中
- •一定の取組みを行った企業には認定を行います

4ヘルスリテラシーの向上

・日常生活の中でできる健康づくりに役立つ情報を お伝えするため、セミナーの開催・動画配信等を行い、 ヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

⑤医療費の適正化

・皆様の保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取り組みのほか、ジェネリック医薬品の使用促進や 上手な医療のかかり方の啓発等に取り組みます。

⑥効率化によるサービスの向上

・より一層の業務の効率化を図り、加入者の皆様に必要なサービス(各種申請等)を迅速かつ確実に提供します。 また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証 の利用を促進します。